

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会事務局代決専決規程（昭和41年岩手県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(代決)</p> <p>第2条 事務局長（以下「局長」という。）が不在のときは、<u>職員課長</u>（以下「<u>課長</u>」という。）がその事務を代決する。</p> <p>2 <u>課長</u>が不在のときは、<u>総務・審査担当課長</u>（以下「担当課長」という。）又は<u>課長</u>があらかじめ指定する職員がその事務を代決する。</p> <p>3 [略]</p> <p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>課長</u>の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(6) 局長及び<u>課長</u>の休暇その他の服務に関すること。</p> <p>(7) 局長及び<u>課長</u>の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(8)～(63) [略]</p> <p>(<u>課長</u>専決事項)</p> <p>第6条 <u>課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(44) [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>課長</u>が直接事務を担当する場合には、次条第8号から第17号までに定める事項を専決することができる。</p> <p>(<u>課長</u>指定職員専決事項)</p> <p>第8条 <u>課長</u>が指定する職員は、<u>課長</u>の専決事項のうち軽易又は定例的な事項で<u>課長</u>があらかじめ指定したものを専決することができる。</p>	<p>(代決)</p> <p>第2条 事務局長（以下「局長」という。）が不在のときは、<u>職員課総括課長</u>（以下「<u>総括課長</u>」という。）がその事務を代決する。</p> <p>2 <u>総括課長</u>が不在のときは、<u>総務・任用担当課長</u>（以下「担当課長」という。）又は<u>総括課長</u>があらかじめ指定する職員がその事務を代決する。</p> <p>3 [略]</p> <p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>総括課長</u>の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(6) 局長及び<u>総括課長</u>の休暇その他の服務に関すること。</p> <p>(7) 局長及び<u>総括課長</u>の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(8)～(63) [略]</p> <p>(<u>総括課長</u>専決事項)</p> <p>第6条 <u>総括課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(44) [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>総括課長</u>が直接事務を担当する場合には、次条第8号から第17号までに定める事項を専決することができる。</p> <p>(<u>総括課長</u>指定職員専決事項)</p> <p>第8条 <u>総括課長</u>が指定する職員は、<u>総括課長</u>の専決事項のうち軽易又は定例的な事項で<u>総括課長</u>があらかじめ指定したものを専決することができる。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。